

裁判長官  
認印



昭和六二年(わ)第一二四一号

第一三回公判調書(手続)

被告事件名

公務執行妨害

及び

被告人氏名

根本健司

(出頭)

公判をした

年月日

昭和六二年九月四日

裁判所

大阪地方裁判所第八刑事部

裁判官

裁判長 野間洋之助

大西嘉彦

岡健太郎

裁判所書記官

杉岡郁夫

検察官

杉本善三郎

出頭した  
弁護人

(主任) 池上健治  
川窪仁帥

立ち会った裁判所速記官

細田良夫

立ち会った裁判所速記官

松岡圭子

証拠調べ等

証拠調べに関する意見

主任弁護人

本日は延させざる予定の証人竹中千恵子にフソ、連絡  
したところ子供が怪我をしたため出頭も来たりし月返  
事があった。

おでに申請済の証人山本聖が在廷してのことで採  
用して本日取調べらしたい。

検察官

大阪府 裁判所  
629.-4  
午後 時 分  
第 66 号

山本証人の取調請求に対する意見は従前と  
ありである。本日も尋問するおひょうかにフリとは、うかが  
るべく。

証拠等関係カード記載のとおり

指定告知した次回期日

昭和三年一月九日午後一時一五分

昭和三年一月三日午後一時一五分

ご心  
申上

被告人

金かたよりで来年にならないうと頭出まもない。

被告人に対して著しく不利益なる判期日を指  
定したものであり、裁判官三名のご心  
申上を申上  
る。

裁判長

訴訟遅延目的の申立と認めらるゝので却下す。

被告人

即時抗告を申立てる。

昭和三年九月十四日

大阪地方裁判所第八刑事部

裁判所書記官

杉岡郁夫



事件番号

昭和六一年(中)第一二四二号

証人尋問 調書

(この調書は、第一三一回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名

山本

きよん 聖

年齢

昭和一六年九月二日生

職業

牧師

住居

宝塚市川面三ノ一〇一六

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以下余白

# 速記録

原本番号 昭和六一年(刑)第一五五号の一四

昭和六一年九月四日  
第 回  
公判  
口頭弁論

事件番号 昭和六一年(わ)第一二四二号

証人

氏名

山本 聖

弁護人(池上)

証人は牧師でいらっしゃるということなのですが、いつから牧師をいらっしゃいますか。

六九年の四月から今日に至っております。

六九年というのは一九六九年。

はい、そうです。

証人と本件とのかわりについてお尋ねしたいのですが、簡単に言うかどうかということになりましようか。

一つは根本さんと日本キリスト教団の教師検定試験を一緒に受けたプロ

表 半 月  
セスがあるということと、それから根本さんの身柄引受人の一人である  
と、そういうことにまとめられると思いますが。

まず、最初におっしゃった日本キリスト教団の教師検定試験ですか。

はい。

これはいつのことなんでしょうか。

これは八三年の一〇月のことです。

その時に根本さんと知合われたということになりますか。

そうです、それが初めてです。

それ以後根本さんと証人とのご関係はどういうふうな関係であったんでしょうか。

根本さんに私のかかわっている九州の門司大里教会に来る気持はないか  
というように、<sup>身柄</sup>寄りに、お誘いするということか、お気持を確かめるとい  
うか、そういうことが何度かあった、そういうことで言い現わせるかと  
思いますけれども。

今回この事件がおこって根本さんが逮捕勾留され起訴された時に身柄引受人の一人になっておられますね。

はい。

これはどうしてなられたのですか。

やはり根本さんと一緒に日本キリスト教団の教師の試験を受けたと、それ京都大学のA三六七号室で二晩にわたってあったわけですが、そういうことをお互いに深め合おうというか、そういう気持が強いですね。

証人はこの事件がおこった、いわゆるA三六七、京都大学の。

はい。

賄渡請求控訴事件がありますが、この訴訟とは何かかわりがあるのですか。

根本さんがですか。

いえ、証人が。

私はその控訴事件のもとになっている五人の被告とは別の位置というか

第三者の位置で、私たちが占有者なんだという第三者異議の訴えをおこして来てますのでかかわりがあるわけですけども、法的にはどうなんでしようか、直接：。

関連する事件の当事者だけでも、この問題となった控訴事件と直接関係があるわけではない。

そうです、ただ、その昨年三月二四日の時点で参加の申立をしています。利害関係があるということで参加の申立をしたと。

そうです。

そういうことですか。

はい。

昭和六一年三月二四日ですけども、この日は証人は大阪高等裁判所一〇〇七号法廷に傍聴にいられましたか。

はい。

先程言われた参加の申立というのは開廷前にされたのですか。

そうです。

申立をされたのは場所はどこでされましたか。

私は法廷で廷吏の方に書類を提出して受理されています。

その参加の申立書を出される時に受付に出してくれとか、受取らないとかというふうなトラブルはありませんでしたか。

私に關してはそういうことはありませんでした。

当日傍聴に来られていた人の大体の数ですが、何人ぐらい傍聴者がありましたか。きちんと頭数を確認しているわけではないですけども、二〇人足らずであったらうと思っております。

証人が傍聴席に入られるに先だって傍聴人出入口のところで警備員さんのどなたかが注意事項を読み上げて聞かしたというふうなことは記憶されていますか。

はい。覚えています。

表 半 頁  
どういふ内容の注意事項を言われたかも覚えてますか。

正確には思い出しませんが、静肅を保つ旨、あるいは裁判所の指示に従う旨、大体そういう内容だったと思います。

本速記録末尾添付の図面を示す

証人が座った位置を赤まる印で一つつけていただけですか。

(図面に記入した)

証人がその席に座られてから裁判官が入廷されて来るまでの間はどのぐらい時間がありましたか。

そうですね、数分という感じですね。

数分。

はい。

その間に、ということとは裁判官が入廷されるまでに何か印象に残るような出来事がありましたか。

一つは何故そこに座っているんだという質問がありましたので。

誰からありましたか。

廷吏の方ですね、それで自分としては参加を申立てて受理されているから訴訟関係者だということでの関係者の席にいらんだということを手短かに答えたわけですね。

それで了解してもらったんですか。

いや、了解していただけたという感じじゃなくて、それに対してですね控訴人席の松下さんが六法の関連条文を読み上げて、いわば援護して下さったということがありました。

結局、その座る位置についてはですね、裁判所の職員の人との間で決着がついたと言いますか、落ち着いたのですか。

そうですね、そのことであとは、まあ、黙認されたということですね。

その証人席のうしろのほうにある席に座っていたのは証人だけですか、それとも



ほかの人も座っていましたか。

あと二人ほど座っていたと思います。

あと二人ほどというのは、どういう人があと二人ほど座っていたんですか。

もう一人は門司大里教会で私と一緒に活動しているというか、永里さんですし、それからもう一人おられたと思うんですけれども、その記憶は定かでないんです。

裁判官が入廷されて来ますね。

はい。

着席される。

はい。

席に座られましたね。

はい。

その時に何か裁判所のほうから発言がありましたか。

多分ですね、ほくの記憶では、控訴人松下について、そのあとが聞こえなくて、なんの、内容はどうだったんだというように定かでないですね。控訴人松下についてということは聞いたんですか。

はい。

あとは聞き取れなかったんですか。

そうです、聞き取れなかったんですね。

どうして聞き取れなかったんですか。

失礼ですけれども、裁判長が下向いてなんか口ごもるような感じで発語されたので、割と身近にいる私にもその内容が聞き取れなかったということです。

裁判官が入廷される時に起立というふうに誰か言いましたか。  
はい、廷吏の方が言われました。

そのあと何かおこりましたか。

まあ、ぼくの立場からは控訴人にかかわる訴訟参加人だということですから私は起立したわけですけども、傍聴席のほうの対応としては起立しない人が何人かいたと思うんですね、背後で、ですから廷吏の方がさらにきつい語調で起立というのを促したと思います。

で、起立したんですか、全員。

それは書記官の方がですね、そのことは争点にしないほうがいいというような感じで、もういいというふうに制止された、廷吏の方をですね、だからそこはそのままその一瞬が過ぎて行ったということですね。

先程の質問の続きですが、裁判長が控訴人松下について、であと何か言われてそれですぐもう終わったのですか。

そうですね、なんかあっけにとられている、ぼくたちはあっけにとられている感じで、内容が聞き取れないままなんだろうなあということだけで終わったということですね。

延期しますとか、次回の期日は何月何日とかというふうな言葉は聞かれなかったですか。

私には聞き取れなかったですね、ですからあとでその内容は何だったんだということ傍聴している方とかに聞き確かめて、それでも明瞭でなかったですね。

聞き取れなかったのは法廷内が若干騒然としていたからではないんですか。

いいえ、大体今みたいな空気ですよ、まだ、静かだし、発語すれば聞き取れるという、騒然となるのはそのあとのことですね。

で、すぐに裁判官は席を立って退廷されようとしたわけですか。

そうです、そのまま退廷されたということです。

じゃあ、法廷に入って来られてから出ようとされるまでの間はどれぐらいの時間だったんですか。

着席されるまでに少し、数瞬があったと思うんですね、つまり控訴人の

確認とか、前に座っているほくらのこととかを、目を配るといふそういう数瞬があつて着席されて、ほとんど意味不明のことを発語されて即座に席を立たれたというのが当日の事情ですね。

裁判官が席を立たれた時に何かおこりましたか。

多分松下さんだと思ふんですけども、申立を審理しろという意味の発語されたと思います。

大きな声ですか。

ええ、それはみんなに聞き取れる声だったと思います。

どなり声ですか。

どなる、どなる方では私の印象ではないので、静かな普通の声ですね。この法廷で当日の事情を述べた警備員の何人かは松下さんが酔払っているようだったというふうなことを言っておられるんですが、そういうふん囲気がありましたか。

いいえ、そういうことはなくて普通の静かな、終始そういう、まあ、姿  
というか、様子ですね。

それから何か飛びましたか。

それから四角い箱が飛んだわけですね。

どのへんからどのへんへ向かって飛びましたか。

一〇〇七号法廷はこの法廷とはちょっと作りが左右が全く反対になって  
いるということで、失礼ですけれどもそこが控訴人席にあたりますね、  
それで裁判官の入口は向こうのほうになると、そうするとそこから：

そこというのは控訴人席のほうから。

はい、控訴人席に座っていた松下さんのほうから右陪席と言われるんで  
すか、裁判官のそっちのほうに、まあ、白い物体が飛しょうしたという  
ことを目撃しています。

それからどういふことがありましたか。

それでほくは正面ですからパツと見たらその落ちる瞬間に近い瞬間にもうすでに右陪席のうしろ姿はとびらのところにあつたわけです。

そうすると箱ですか。

はい。

のようなものが控訴人席から右陪席のほうへ飛んでいる、それを証人が見た時には右陪席の、三人の裁判官のうちの最後の裁判官が裁判官出入口のドアのほうから出る、出ようとするぐらいの位置だったと。

そうですね。

それでいいですか。

はい。

それから退廷命令が出たということなのですけれども、その箱が飛んだ時です、裁判官のうちのどなたかがうしろを振り返りましたか。

いいえ、振り返るようなことは目撃していません、そのまま入って行か

れた：。

間違ひありませんか。

はい。

それからその法廷の中が騒然となったのですか。

なる手前にですね、警備員の方が松下さんを取りおさえにかかったというか。

警備員の方というのは控訴人席の斜めうしろのほうに座っておった二人の警備員さんがという意味ですか。

ええとね、その二人、そのお二人なのかということとはぼくの目には入ってないわけですが、とにかくワァッと待機していた警備員の方が松下さんのほうを取りおさえにかかったと。

それからどういふことがおこりましたか。

その一瞬あとに被告人とされている根本さんが傍聴席のスイングドアを



通ってその松下さんのところにかけてた。

かけつけた根本さんと警備員の人の間でということがおこりましたか。

それで警備員の方々が今度は根本さんを取りおさえにかかったわけです

ね。

何人ぐらいの警備員さんですか。

ほくの記憶では二人以上、三人という感じだったと思うんですね。

なんという警備員かはわからないでしょうね。

そうですね、その段階では誰というように判定することはほくには不可能ですね。

根本さんが松下さんのほうへ行った、あるいは行こうとした時にはまだ法廷内は騒然としていなかったんですか。

そうですね。

根本さんが松下さん、控訴人席のほうへ行ってから騒然としたんですか。

騒然という度合いが問題でしようけれども、ほくがありありと騒然となつたというのは、警備員の一人が根本さんを殴つた、誰にも見えるような殴る行為をしたので、それで一遍になんというのか騒然という空気に全体が変わつたと思えます。

根本さんが控訴人席のほうへ行つた時点ですが、裁判官は誰か法廷の中に残っていましたか。

いいえ、すでにもう大分前というか、数瞬前にもうすでに裁判官の入口から退出されておられますね。

本件では退廷命令と拘束命令が出たということなんです、証人が退廷命令が出ているのを初めて聞かれたのはどの時点ですか。

あのう、はっきりは覚えてないですけど、大分あとになってです、少なくともはっきりしているのは法廷に存在してた裁判官の口から直接の発語として退廷とかいう言葉が出たのは全くないわけです。

先程、警備員が根本さんを殴ったと言われましたかね。

はい。

一回。

そうですね、私が見ているのでははっきりとやっぱり一回ですね。

根本さんのどこを殴ったというんですか。

根本さんを左ほほというか、あるいは口の近くの感じですね。

それからどうなりましたか。

それで一遍に騒然となって、その警備員あるいはその警備員の方たちですね、抗議とかあるいは言葉をあびせるといふ、そういうことがバツとおこったわけですね。

傍聴者の中から。

そうですね。

警備員に対して抗議の声が上がったと。

そうです。

どういう言葉だったか覚えていますか。

まあ、正確にはもうそれこそ騒然としているので言えないですけども、一番印象に残る言葉としては少しあとに公務員の、まあ、なんと言いますか、陵虐罪ですか、そういう発語があったと記憶しています。

騒然として、傍聴席とそれ以外の部分とを区切るバーがありますが、それから裁判官席のほうに入って来た人がありましたか。

そうですね、もう、あのう、傍聴席と法廷とか、その仕切りというのはもうほとんど意識されないような状況だったと思いますね。

証人自身はどうしたんですか。

ほくは、まあ、身動きしないでじっと立って成り行きを見ているというそういう位置ですね。

ビー玉が投げられたとかね、紙飛行機が飛んだとかというふうなことがありまし

たか。

私は見ていません。

ものが投げられたということで法廷外に待機している警備員の方、相当数の方が法廷内に入って来られたようですが、その記憶はありますか。

ほくの記憶では入口、関係者入口とか傍聴席の入口というのは背中にあたる感じで、それは確認してないですね。

警備員さんらが入って来てからですね、誰かが退廷命令が出ているから法廷から出て下さいというふうなことを言いませんでしたか。

その種の発語はもっとニュアンスがこういうことだと思っただけですね、つまり裁判官が、まあ、なにがしかの発語をされて、そして退廷されたので閉廷になったということだと、閉廷だからもう法廷から出て下さいとそういうニュアンスで私は聞いてるわけですね。

誰からですか。

裁判所関係者、つまり…。

たとえばね、主任書記官が書記官席に座っておるでしょう。

はい。

その書記官が何か言いましたか。

その記憶は私にはないです。

ない。

はい。

廷吏さんがおられるでしょう。

はい。

廷吏さんは何か言いませんでしたか。

廷吏さんは言ったかも知れないですね、というのは私は出口のほうに  
そのあと歩を進めますから、出口のほうでまた傍聴人の方と裁判長が  
言ったことはどういうことだったんだという確認をしてる、丁度その位

置が廷吏さんの方のいる机というか、そのあたりの位置ですね、だからそこでもう閉廷なんだから出て行きなさいという趣旨のことを直接廷吏さんから聞いたかもわかりません。

退廷命令が出ているということは、そうすると聞かなかったんですか。

退廷命令というニュアンスで私は聞いてないし、ほかの人もそういうようには聞いてないんじゃないでしょうか。

警備員さんらが多数入って来て、傍聴者で法廷の中に残っている人を法廷から出そうとしていたんじゃないでしょうか。

ええ、それはほくの受取り方では、さっきも言いましたように、閉廷になったからもう法廷にいるのは関係ないんだと、出て行ってほしいというところで押し出されて行ったというのがそのすう勢ですね。

要するに、警備員さんが傍聴者で法廷の中に残っている人たちを排除していたことは見ているんですか。

排除、排除というのは、ちょっといいですか、普通デモなんかで行進したり、座り込んだりするのを警察官、機動隊員が排除しますね、そういうこの排除にかかったという、そういう事態ではなかったと思うんですね。

そうすると、説得して出て行ってもらおうということですか。

そうですね。

昭和六一年二月一〇日でしたかね、その時も同じ事件の控訴審の口頭弁論期日があったようですが、その時は証人は傍聴に行っていましたか。

はい。

その時と同じような感じなんですか。

その時と同じように、やはり裁判官がもう退廷されたので閉廷になったと、だから法廷ないし傍聴席にいるのは出て行ってほしいと、そういうことで、まあ、時間がある程度かかったでしょうけれども押し出されて



行ったという。

その傍聴に来ておった人に出て行ってもらう作業ですけれどもね、やってる時に拒抗する人が何人かおったとかということがありますか。

それはですね、奥のことはわからないわけですね、自分がいる目前のことしかわからないですけれども、印象に残っていることは根本さんが押し出されるということと、それから松下さんが押し出されようとしたということは私はつきり覚えていることです。

あなた自身も押し出されたんですか。

いいえ、ぼくはそういうように、ほとんど体に接触されることはありませんでした。

そうすると、自分の意思で法廷の外へ出たと。

そうですね。

あなたが法廷の外へ出たのは入廷してからどのぐらいたってからですか。

入廷して、一時開廷のところが多分遅れて裁判官が入って来られたとそれから、……、どれぐらいになりますかね、……、私が出たのはかなり早い段階ですね。

あなたはその法廷一旦出られてからまた法廷に入って来たというふうなことがありますか。

いいえ、私はありませんが根本さんはそういう行動取ったと記憶してます。

一旦出たけれどもまた入って行った。

はい。

入って来たのかな、あなたはどこでそれを見てたんですか。

入口の近く、相当な人たちがむらがっている。

当事者出入口の外側ですか、内側ですか。

うしろ、傍聴席入口の外側という。

傍聴者らを出す作業の際にですね、誰かが人が出たというふうなことは見るかあるいは聞かしましたか。

それはそのあと女性が一人、まあ、傍聴人入口の廊下ですね、前の廊下に横たわっていたので心配して見たことを覚えてるんです。

もう一回確認しますが、裁判長が退廷とかね、あるいは拘束とかというふうな言葉を言ったのは聞いてないと、そういう事実はなかったというんですね。

その通りです。

傍聴人が全員法廷の外へ出てからですね、出入口に鍵がかけられたのを知っていますか。

そうですね、それ以降誰も入れなくなつたということですから、ドアノブで確かめたわけじゃないですけれども、鍵はかけられたと思います。

それが何時ごろか記憶がありますか。

それはもう二時に近い、時計を見ながら行動しているわけじゃないので

多分五〇分前後、一時五〇分前後、あとのほうになるのかな、そういう感じてだと思えますが。

それからしばらくたってからですね、松下さんが拘束命令の執行を受けるとい  
事実があるのですけれども、それまでの間はどれぐらいの時間の経過があったの  
ですか。

そのあたりの時間のあれは、空気がまた変わるわけですね、空気が変わ  
ってみんながこう落ち着くというか、騒然という感じが一つの小康状態  
たいな空気に変わるので、私もこうゆとりをもってそのへんは意識とい  
うか、記憶に残っているんですけれども、小一時間というのを現場では  
記憶しているわけですね。

小一時間。

小一時間。

その間にですね、法廷の外へ出された傍聴人のうちの一部分はもう帰っちゃった

んですか。

いいえ、誰も帰ってないと思います。

帰ってない。

はい。

どうしてですか。

少なくとも松下さん、根本さんが帰る素振りがない、動こうとする素振りが無いということが傍聴者、傍聴関係者の行動を<sup>規</sup>否定していたと思うんですね。

証人も帰らなかったんでしょう。

ええ、私も帰りませんでした。

何故帰らなかったんですか。

法廷というか、裁判所の発語は終わったけれども、私に戻してはたとえば参加の申立について決定なり判断が出ていないし、合わせて忌避の申立

をしている、裁判官忌避についてならかの裁判所の判断も出ていないという、それと同時にさっき言った、まあ、根本さんなり松下さんなりと出発するとうか、出て行く、帰るそういう条件がないわけですね。

松下さんとか根本さんはどうして残ってたんですか、わかりますか。

……、ほく。

わかるかわからないか。

わかります。

じゃあどうしてですか。

松下さんは当日に来られる前に、東京の裁判で足に負傷されているわけです。で、長く立っておられないという様子ですね、それに根本さん自身、まあ、はっきり顔をこう殴られただけじゃなくって、出されたあと中に戻ろうとしたり、そしてまた押し出されたりというプロセスの中で、もうなんというのか、立っておられないような状態だったわけで

すね、ですから証人控室ですか、そこで休んでおられたということですよ。

根本さんは。

根本さんも同じように証人控室で休んでおられましたね。

見たんですか。

ええ、それは見えます。

根本さんは証人控室でどんなふうにしてたか見えますか。

それは確かめというか、見に行ったのは廊下で整備員の方たちが拘束命令が出たという趣旨の耳打ちをしているのを聞いて、それを本人の松下さんに伝えに行くために控室に入ったわけですね、ですから松下さんに向かつてそのことを伝えたので根本さんの様子というのは、そんなに正確に意識されてるわけじゃないんですけれども、多分うつ伏せになっていたんじゃないかという記憶です。

あなたが拘束命令が出ているということを耳にされて松下さんに伝えに行かれた

というのは、拘束命令の執行がされるどのぐらい前ですか。

……、どれぐらい前になりますか、ある程度時間があつたんですね。

五分とか一〇分とか。

まあ、一〇分はあつたと思います。

二〇分とか。

二〇分はちょっと、それぐらいかも知れないですね、警官隊が待機して、どっちが前後だったかなという、そのへんはちょっとあいまいなところですけども。

誰に対して拘束命令が出ているというふうに聞かれたんですか。

松下の拘束だということですよ。

誰が言ってたんですか。

整備員の方が廊下動きながら耳打ちしているというか、態勢を整えているというか、そういうことですから、その一人ですね。



そうすると、松下さんは自分に対して拘束命令が出ているということを拘束命令の執行がなされる少し前には知っていたわけですね。

と思います。

あなたが伝えたんですね。

ええ、伝え方が問題にされなければですね。

それを聞いて松下さんは特に帰ってしまうとかということも何もしなかつたんですね。

そうですね。

ちょっと話戻りますけれどもね、松下さんが控訴人席でタバコを吸ったというふうなことを見たことがありますか。

ありません。

うん。

ありません。

ない。

。。

法廷内で誰かタバコを吸ったというふうなことを見てませんか。

私が入口に行った時に押し出されて来る松下さんが一番手前のいすにしがみつきなごら押し出されまいとする動作をされながら、その時にタバコを吸われようとしたことは覚えてますが。

タバコに火がついたんですか、ついてなかったんでしょうか。

いや、そこは、タバコ口にくわえられて、しかし手は押し出されまいと  
しているすの背中を握っているというか、腰を落とそうとしているという  
か、そういう動作だったのでそこまでは見てないですね。

法廷から傍聴者らが出されてから小一時間の間、残っていた人たちというのは一  
体何をしていたんですか。

まあ、証人控室にいる人がそのふん囲気というかの中心だったんだですね

と思ち

加三子

裁

判

所

ほかの人は私も含めてうろろしたり、どうしたらいいのかという、所在なげな感じで相当時間を過ごしていると思いますね。

そうすると、みんな自由にトイレへ行ったり、水を飲みに行ったり、いつでも自由に裁判所から出入り出来る状態にあったわけでしょうね。

そうですね、その通りですね、だから事実まだ施設されてない段階だっただけだと思っただけで、松下さんが廊下のベンチで休息されたり、あるいは水なりを飲まれた、そういうことがあるわけですから、誰もが出入り自由だったと、そういう時間帯が相当続きました。

監置の制裁裁判がなされておるんですが、その内容によると酒パックが投げられたということになっているんですね、酒パックというのはあなたは当日法廷内外で目にしたことがあるのですか。

酒パックは、パックは目にしてはいますけれども中味を飲んでないのでそれが酒なのかあるいは水なのかということは特定出来ませんね。

先程、倒れていた女性の話が出ましたけれども、その女性はどのようなふうになされたのか知っていますか。

こう動かしてはならない状態、こん倒したとか、頭を打ったとか、そういうことだろうと思いましたが、あとで看護婦さんですか、女医さんですか、すがかけつけて応急の対応をされたと、そして本人も用心して医務室ですか、そっちのほうに運んで行ったところまで見えていますよね。その女性が倒れておった位置なんです、先程の図面に①というふうに図示してもらえますか。

赤でいいですか。

どちらでもいいですが。

ちょっと横だからこう書いていいですか。

はい。

①ですね。

はい。

(図面に記入した)

その女性ですが、一時証人控室のほうに入って行ったとか、寝かされたとかというふうなことはなかったですか。

それは確認してないです。

見てない。

はい。

あなたが松下さんに拘束命令が出ているということを伝えるに証人控室の中に入られた時に松下さんがいた位置ですね、それを②と記入してもらえますか。

(図面に記入した)

あなたは松下さんの隣に座って話をしたんですか。

入口から入って机があり、そして入った人から見れば右手にベンチがあり、その奥に松下さんがおられたと、ここにおられた人のこういう形で

松下さんに来るだけ小さい声で伝えるという。

それじゃ、松下さんの位置から見ると左隣に誰か座っていたわけですか。

誰か座っていたと思います。

誰かわかりますか。

記憶ではないんですね。

女性ですか、男性ですか。

女性だったと思います。

その女性が座っていたところを③と書いていただけますか。

(図面に記入した)

そのほかに証人控室には何人かいましたか。

あと二人反対側のベンチにいたと思うんです。

一人は根本さんですね。

はい。

根本さんが座っていた位置を④と書いていただけですか。

(図面に記入した)

もう一人いたんですね。

と思うんですね、そこもまたはっきりは覚えてないですね。

男性ですか、女性ですか。

そこもちょっと、こっちの方は多分女性だったと思いますけれども。

根本さんの左隣に座っていた人は誰かわからない。

そうですね、男子学生だったかな、誰だったかなあという。

根本さんはうつ伏せになっていたんでしょうか。

そのはっきりそうだったというように、印象として心に残っている感じとして、くたびれというか、相当やられたなあという感じで、その印象で述べているんですけれども。

相当やられたなあというのはどういう意味ですか。

殴られたことに発してですね、まあ、デモの経験のある方だとおわかり  
でしょうけれども、決して腕より上はあまり暴行を直接受けないですね、  
むしろ腹を殴られたり足を蹴られたりという、そういう暴行受けるわけ  
ですから、やられたなあという。

そういう推測をしたということですか。

そうですね、それ、そうです。

警備員さんら何人かが拘束命令の執行した時点ですがね、その時に証人がおった  
位置、それを⑤と記してもらえますか。

(図面に記入した)

⑤の位置からあなたは証人控室のほうを見てたんですか。

証人控室がちょっと見えるような状況ではなかったですね。

そうすると人だかりがして。

そうですね、私のまわりを含めて通路に随分人がおりましたので。



そうすると、控室の中の状態、あるいは控室のドア付近の状態は見られない、見られなかった。

いや、人がすいてる時とか、ガラス、すりガラスみたいなガラスですよ  
ね、だから全然見えないということではなくて、ある程度の様子はわかるわけですね。

それではね、松下さんの拘束命令を執行するために何人かの警備員さんが証人控室の中に入って行ったのは見ていますか。

それよりもむしろそのあと引きずり出されて来る様子のほうが記憶に残ってます。

入って行ったのはあまり記憶に残ってないんですか、警備員さんらが。

それは確認してないです。

あなたが記憶に残っていると言われる警備員さんらが松下さんを連れ出して来る様子なんですけどね、証人が見られたのは松下さんを連れ出して来る時だけです

か、それとも根本さんが連れ出されて来るのも見ましたか。

ええ、根本さんが連れ出されて来るの先です、両方見てます。

それでは根本さんが連れ出されて来る時の様子ですね、証人が覚えておられる範囲でどうであったか言うてもらえますか。

様子ですね。

はい。

両脇というか、かかえられる、あるいは背中を押される、整備員の方にね、そして根本さん自身は行きたくないからという、腰を落として、むしろこう歩くのを極力ブレーキかけるような姿勢で、連れ去られて行くわけですね。

それはすつとですか。

いいえ、だから腰が落ちて、そうすると足のほうかかえるという、まあ、足のほうと両腕なりを、そういう運び方をされて連れ出されて行きます

ね。

それを見てたんですね。

そうです。小廊下というか、それと大廊下というか、その姿が警官隊の待機しているその向こうへ消えるまでずっと見てますね。

証人控室の出入口付近での根本さんの姿勢なんですけどね、おしりをずっと低くしてたんでしょう。

そうですね、当初はね。

どのぐらい低かったですか、ほとんどこう下につくぐらいにおしりを低くしていったんですか。

いえいえ、小廊下の曲がり角になるまではむしろ、こうかがみ気味という程度で、普通にまだ歩く姿勢ですよ。

連れ出されまいと、証人控室内から連れ出されまいと腰を落として足を前へ突張って抵抗しているような様子じゃなかったですか。

それはそのあとのほうに、曲がり角を曲がって連れ出されて行くプロセ  
スの中でそういう地面に腰がついて足もかかえられて運ばれて行くとい  
う。

証人は公妨だとか、現行犯逮捕とかという言葉を聞きましたか。

警官隊の向こうに根本さんの姿が消えてそっちのほうから公妨というふ  
うに聞こえて来たわけですね。

控室の出入口付近でそういう言葉を聞かなかったですか。

それは全然聞いてないです。

(以上 細田良夫)

弁 護 人（池上）

松下さんが連れて行かれたのも見ましたか。

はい。

どんなふうな姿勢で連れて行かれましたか。

人だかりのなかから松下さんの姿を見たときには、既に両手を一人ずつ両足を一人ずつ、合わせて四人がそれぞれ手足を持ってそれで運んで行くと。

根本さんに対しては何人で連れて行ったんでしょうか。

三人か四人だったと思います。

それから、後で庁舎外に出てほしいというふうなことを聞いたんですか。

そうですね。前回の二月一〇日のときと同じように傍聴参加を含めてみんな庁舎外まで出るようにということで押し出されて行ったと。

先程、拘束命令の話が聞かれたようなんですが、退廷命令の話は聞いていないですか  
それは小康状態というかそういう段階で前回と同じ二月一〇日の場合同じケー

スで退廷という言葉が飛び交うその意味はこの警備員たちにとって庁舎外への退廷だと排除だとそういう意味で言葉が交わされているし、僕もそういうふう  
に思っています。

法廷内では退廷命令という類いの言葉は聞かなかった。

聞かなかったです。

法廷を出てから聞いた。

だから、閉廷だから出なさいと、その出なさいという言葉が退廷命令なのかと  
いうニュアンスの解釈の問題あるでしょうが。

証人は庁舎外までの退廷ということで執行を受けたんですか。

私は受けていません。

あなたが庁舎外まで出られたのは傍聴人らのうちでいいますと、最初のほうですか、  
後のほうですか。

ぼくが一番最後ですわね。

みんなが連れて出られてあなた一人この大阪高等裁判所の一〇階の法廷廊下におったんですが。

裁判所の書記官もすべて立ち去り、あるいはもう一遍戻ってくる警備員の方もおりましたが、すべての人が去った後まで私は一〇階の廊下に存在していません。

どうして、あなただけ外に出されなかったんでしょうか。

私が立っていた位置が裁判所の書記官とか職員が群がっている位置で外から見れば私もその一人にみれたんだろうと思います。

で、証人は傍聴人の人も警備員もいなくなつてから庁舎外に出られたわけですか。

そうですね。

それから、どうしましたか。

それから、自分の荷物を探してそれから敷地外から出て行くと。

弁護人（川窪）

控室内、そこから根本さんらが連れ出された状況について、それを目撃しておいた位置ですね、何か裁判所側の方とあなたが話をするとかそういうことがその現場でなかったですか。

ありました。

それを述べてください。

大廊下のベンチの付近で立っていましたところ、高等裁判所の書記官の一人が私に話掛けてきて牧師さんですねと問われたので、なぜそのことを知っているのかと申し上げたところ、松下さんの神戸大学の事件で私が大阪高等裁判所刑事事件第四部で証言したときの書記官の方だったわけですね。それで、少しいろいろ話をして。

そうすると、あなたがそこで現場を見ている状況については書記官の方も同じ場所で見teおったということになるんですか。

そうです。



あなたは今の話にも出てきましたように、松下さんの神戸大学における事件の証人として、証言されたところということなんですが、松下さんという方はいろいろな訴訟事件も含めて事件を抱えておられますね。

はい。

そういう関係であなたが関与するようになったのはいつ頃からなんですか。

直接には、一九七四、五年の神戸地裁の傍聴から始まっています。

あなたは牧師さんということなんですが、牧師さんという職業とあなたがそういう松下さんの関係の事件にかかわりを持たれている関係は簡単に言ったらどうということになるのでしょうか。

私たちにとって、イエスキリストという存在が一番ものを考えたり、決断してするときの一つの重要な位置を持っていますけれども、ご存じのように、イエス自身が被告としてそして十字架という死刑判決を受け、そしてそういう事柄を本質的に見て行くのは松下さんを含むそういう裁判の展開というのは大変重要

な示唆というか、照らし出してけるとそういうことです。

そうすると、京都大学のA三六七の明渡し請求事件、これにもあなたがかかわりを持つたということは今おっしゃられたことと同じ意味でのかかわり合いということなんでしょうか。

はい。

その京都大学A三六七事件というのは、あなたにとってはどういう意味というか認識を持っておられたんでしょうか、本件事件当日ですね。

やはり、教会とかの問題と重なりますが、だれもが魂の渇きに感じていくことができる、あるいはそこで人に出会い討論ができる、必要な表現を読むことができるという空間と受け取っております。

本件の三月二四日の高裁民事六部の法廷において控訴人である松下さんが何か物を投げたということはあなたも見ておられますね。

はい。

それは、あなたはそのときに松下さんが物を投げたという行為はどのようなふうな意味合いに取られましたか。

一つはイエスキリストという存在が敵対するパリサイ人とい<sup>や</sup>律法学者によつて食を食するもの大酒を飲むものと言われているんですね。そういうのが福音書に残っているんですが、それが一つと。キリスト教のなかでは聖餐式という儀式が大変重要で、そこではパンを食べそしてぶどう酒を飲むというそのことの意味を象徴的に伝えてきて今日に至っているんですが、そういう食<sup>て</sup>べるということ、それから翌日にも裁かれた死刑になるというそういう過酷な面と、ほかからはちよつと計り知れない祝福というか喜びというかそういうのが松下さんの行為にも、あるいは聖書で伝えているイエスのプロセスのなかに私には重<sup>た</sup>く見えるところがあります。

そうすると、証人としては松下さんの行為をきっかけに法廷が騒然としていく状況になり、あるいは退廷命令拘束命令とこういう事態に発展していき、根本さんについて

は刑事事件として起訴されて審理に至ると、こういう事態に拡大されていったことについてあなたの目から見てこれは当時のあなたの認識でもいいんですが、その点はどういうふうにお考えになられたでしょうか。

それは大変過酷な面と同時にいわく言いがたい祝福だろうと、大胆に言わせてもらえばそういうふうに思っています。

もうちょっと分かりやすく言ってください。

キリスト教の信仰というのは、死刑十字架で死刑を<sup>被</sup>った存在がキリストなんだと救い主なんだが、人類をあがる意味を持った本質的な存在なんだというように把握するのがキリスト教の信仰の共通項だと思うんですね。ですから、どのような過酷な事態のなかでもそれは私たちの言葉で言えば、神なりキリストなり主なるの導きなんだと、その間<sup>か</sup>にもっとも深いように見えるその向こうに実は光りが差し込んできているんだと、そのような意味で未知なる祝福を手續り寄せるプロセスだと思っております。

それから、根本さんが当時高裁民事六部から裁判官あるいは書記官と裁判所の職員から特に注目をされているような存在であったかどうか、その点についてはだれか特に当時認識されたようなことはありませんか。

当初は二月一〇日前の段階ではそういうことほとんど考えられないと思います。二月一〇日をへて三月二四日のプロセスのなかで根本さんがあるいは松下さんが殊更に際立ってというか際立たされたということになってきたんですね。

何か具体的な理由はあるんですか。

それは二月一〇日に全員が庁舎外に排除されるプロセスと、それから庁舎外で根本さんを取り囲んでいるんな人が根本さんからの言葉なり表現なり態度を引き出そうとしたそういうプロセスがありますから、それによって裁判所特に警備の方々の目に止まったことはあったと思います。

三月二四日の高裁民事六部の法廷ですね、このなかにおいて根本さんが特に先程のような意味で注目されるような状態というのはあったんでしょうか。

それは松下さんが取り押さえられたときに、根本さんがスイングドア越しに松下さんのほうに駆け込んだというそのことが一番じゃないんでしょうか。

そうすると、裁判所の職員とか警備員の方から見ると、根本さんというのが特に先導的な人間であるというふうに認識された可能性があるということでしょうか。

先導的というかその一瞬が根本さんにとっても私たちのだれにとっても一番大事な一瞬だと思えますし、そのことが裁判所あるいは警備員の方に過激な行為をする人物として映ったかどうか僕は言えませんが。

根本さんが松下さんのところへ行って、そこでもみ合いなりあるいは警備員が根本さんを殴るという行為事態があったんですね。

はい。

それをあなたも見ていますね。

はい。

それに対する傍聴人の反応はあなたは当時見ておられますか。

騒然として抗議の声をあげる人々の声が多数飛び交ったです。

どういふ内容の抗議でしたか。

さつきも申し上げましたように、公務員の陵虐罪で告発するぞとかそういう趣旨の言葉が印象に残っていますが。

それは傍聴人がだれに言っておりましたか。

根本さんを押さえているあるいは根本さんを殴ったあるいは警備の責任者、こちからは分からないんですが、そういう警備の方々に集中したそういう抗議の声ですね。

根本さんを殴った警備員の方はそこにおられたんですか。

その瞬間は。

それから後は。

その後は僕ははっきり確認していませんですが、多分連れ出されたように思いますけれども。

はっきりそれは確認していませんね。

はい。

法廷から廊下にみな出されて、廊下におったりしていますね。

はい。

そういう段階では先程根本さんを殴ったことについての抗議というふうなことはなかったですか。

廊下に出されて小康状態で全体が落ち着くプロセスのなかで、傍聴人の何人かが警備の人と顔を合わせる度にすれ違う度に、名前はだれだとかそういうことをいろいろ：：。

名前というのはだれの名前ですか。

殴った警備員の名前を尋ねたり、それからそういうことをいろいろ普通の話声であったわけですね。

それから、松下さんが投げたその四角いバックですね、それについてこれはその後ど



ういう扱いになったかについて何か知っていることがあるんですか。

法廷が施錠される前に、既にその白いこの入れ物は傍聴人の<sup>だ</sup>（さ）れかに回収されていたと思います。

それを見ておるんですか。

それが退廷排除というか庁舎外に連れ出されるプロセスでその箱も連れ出されたといえますか、運び出されているわけですね。

それから、三月二四日当日、あなたが見聞したことについてあなたは何か書面を作成しておるでしょうか。

はい。一週間ほど後の日付けで報告書の序という文書をしたためています。

それはどこにあるんですか。

それは弁護士事務所にお届けして、公証人の公証を受けていると思います。

公証人の確定日付印ですね、それを受けていると。

そうです。

そこに書かれていることは、事件後すぐということと当時の状況を詳しくより正確に書いているとお聞きしてよろしいですか。

うそは書けないですが、事柄の半分ほど書いているわけです。

弁護人（池上）

先程、根本さんが殴られるのを見たという話ですが、それ以外にだれかから暴行を受けられるのを目撃したことはあるんですか。

それ以外には直接ありません。

根本さんが警備員の方に体当たりしたということはありますか。

ありません。

弁護人（川窪）

あなたが最初傍聴席に入られたとき、裁判官がまだ入廷する前の段階で、制服を着た法廷警備員が法廷内に何名くらいおったかは確認というか見ておられますか。

少なくとも四、五名はおりました。

今までいろんな裁判所側の職員の方とか証言によると、控訴人席の松下さんの斜め後方に二人おっただけで、後はいなかったと後はみんな廊下で待機しておったといううことなんですが、あなたのご記憶だともっと多かったということですね。

そうです。

で、松下さんの控訴人席の松下さんの後ろのほうに二名がおったということは大体あなたも見えておられますか。

斜め後ろということですね。

根本さんを殴ったという警備員がどんな人だったかというのは覚えていらっしゃいますか。

見れば特定できますが、言葉で言えばやや長身で眼鏡を掛けた男性と。

昭和六一年四月三日付けの実況見分調書を示す

ここに写真が添付しておりますが、このなかに根本さんを殴った方というのは写っているでしょうか、顔を見てください。

(証人、写真を見て)これですね。

これというのは、写真第一四号で立会人伊東警備員の指示説明状況というような説明がありますね。

はい。

それでいいですか。

はい。

あなたの記憶ではこの方であると。

はい。

今の方は同じ実況見分調書の図面の見取り図の第八号というのが添付されているわけですが、この第八号を見ますと控訴人席の後方にこの見取り図においても法廷のなかにおける警備員として、記載されておるうち二名の警備員の方が書いておるんですが、裁判席に近いほうに座っておった方という感じなんですが。

席はちょっと特定できませんね。

傍聴席に入ったときにそこに座っている警備員の方まではどうだったか覚えていないですか。

その段階では覚えていません、殴ったシーンが強烈で。

被告人

山本証人はさっき裁判官から退廷命令及び拘束命令は出ていないと言ったが、それがこの裁判でも重要な一つのポイントだと思うんだが、弁護人側からこの裁判官の証拠請求が行われているのだが、裁判所は今のところ認めていないんだがそれを牧師としてその日本キリスト教団等と重ね合わせたときどのように見えるか何か意見があれば、イエスの行動軌跡と重ねて言うしかないんですが、イエスが裁かれたのはローマ帝国のポンテオピラトと言われているんですが、彼自身も被告人だったと、というのは変な判断なり判決を下すとローマ皇帝自体に裁かれる高級官僚の人ですから、そういう位置にあったという、あるいは民衆を含めてイエスを裁いていったパリサイ人あるいは律法学者と言われている存在自体がイエスを裁

くことで、何者かによって歴史を通して、二〇〇〇年以上にわたって裁かれ続けていたという信仰の目からそうなので、やはり事柄は本質的に最終的に明らかになるだろうと、ただこの裁判のプロセスそれがこの明らかにされ始めるならばそれ以上のことはないと思っております。

弁 護 人（池上）

この事件で証人になるということではいろいろ難しい点があるように伺っておりますが、その点について証人が知っている事実がありますか。

私が考えていることを最後に付け加えさせていただきますが、証言のしにくさとかこの事件の分かりにくさというのは、私個人にとどまらずにいろいろな形で引き出せると思うんですが、それは私もさっき証言のなかで述べましたが、松下さんの事件について高等裁判所で証言したときの視点は権力の水準に対する宗教者の視点、見る眼差しというそういうことで証言してきたわけですが、けれども、その事件についてはそれだけではというかもっと深い存在に対する

視点、宗教者としての視点ということが私にも問われてきていると、こういうように思いましたし、それは抽象的な言い方ですが、権力の水準を法的な水準よりもそれを含んでもっと自己死にかかわる問題であると、子供とか連合にかかわる問題であるとか、そういう対的な問題あるいはその他關的な領域の問題も含めて、存在相對の問題として問われているんだという感じがさっきまでの証言をさせていただきながら感じたことですね。それをお伝えしてという気持ちで証言させていただいたわけですから。

(以上 松岡圭子)

昭和六二年九月一日

大阪地方裁判所

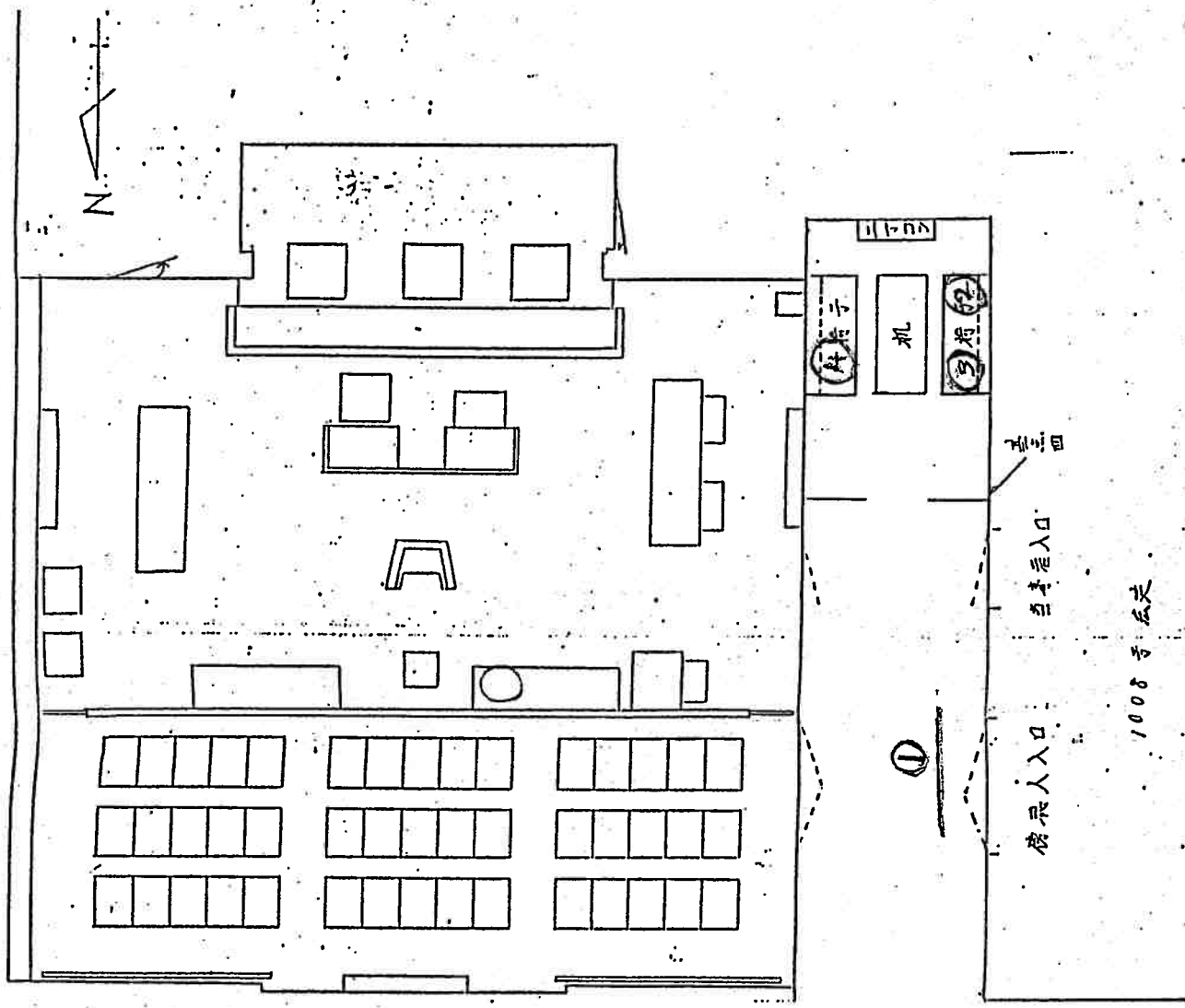
裁判所速記官

細田良夫

裁判所速記官

松岡圭子

北



⑤ 公衆下

洗面  
職員入口  
当番入口

1000 号 公尺

昭和六年九月四日

山本 聖





宣<sup>せん</sup>

誓<sup>せい</sup>

良心<sup>りょうしん</sup>にしたがひ、知<sup>し</sup>つてい<sup>る</sup>ことを  
かくさ<sup>ず</sup>、正<sup>しょう</sup>直<sup>じき</sup>に述<sup>の</sup>べることを誓<sup>ちか</sup>い  
ます。

証<sup>しょう</sup>人<sup>にん</sup>

山本

聖

刑

事件番号 昭和六一年(ワ)第一二四二号

証人尋問 調書

(この調書は、第一三回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名	鈴木 之少	
年齢	昭和三〇年二月六日生	
職業	無職	
住居	札幌市中央区南二条 西三丁目旭ヶ丘シユロスニ。八号	

裁判長

尋問続行。

以下余白

事件番号 昭和六一年(ワ)第142号

証人尋問調書

(この調書は、第一三回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印

氏名	鈴木 昭	
年齢	昭和三〇年二月六日生	
職業	住居	札幌市中央区南二条西三丁目旭ヶ丘シユラスニ〇八号

川澄 弁護士

私から尋ねます。……

証言に先立ち一言述べたいことがあります。

その一つは、数日前から大阪に来ています。

空気が悪く咽喉を痛めていると。

次に、私か三人目の証人だということでは、

いさゝかでは、証言する時間がなると

いう判断で準備ができていないと。

三番目に、私と長本との会話の、

ニトフツて 仲間の人達との間での対立関係  
が生じ、そのことについても述べたいと思つてい  
ますので、本日は 発言を来かねます。

本日は 諸人の 経歴等にフツて 発言を来ないか。

次回は 諸君へ ます。

裁判長

諸君 続行。

以上

115

宣せん

誓せい

良心りょうしんにしたがい、知しつていることを  
かくさず、正しょう直じきに述のべることを誓ちかい  
ます。

証しょう人にん

鈴木

木

の

の